

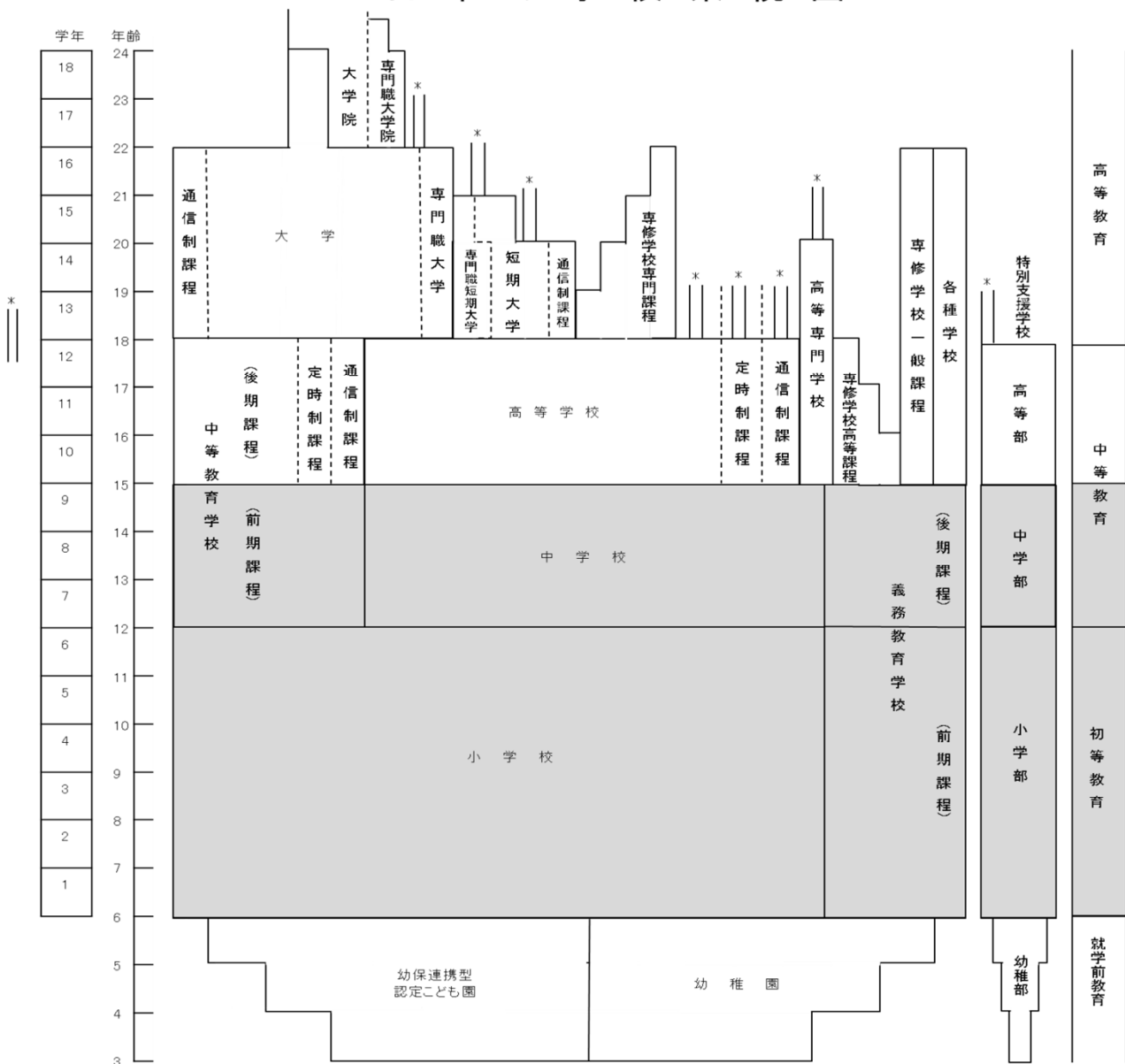
## 第5章

# 教育

## 1 日本の教育制度

現在の日本の教育制度は、一般に6 - 3 - 3 - 4制と言われ、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間の制度となっており、小学校と中学校が義務教育となっています。なお、幼稚園などにおいて就学前の教育を行っています。

### 日本の学校系統図



- (注) (1) 〇部分は義務教育を示す。  
 (2) \*印は専攻科を示す。  
 (3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。  
 (4) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。  
 (5) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

## 1 - 1 小学校・中学校

日本人の6歳から15歳の子を持つ保護者には子供を小学校及び中学校などに就学させる義務が課されています。

外国人の場合でも、公立の小学校・中学校への編入学をしたい場合は、無償（授業料，教科書）で受け入れていますので，お住まいの市町村で子供を日本の学校に入学させる意思を伝えてください。その後，受け取った「外国人児童生徒入学許可書」などを持って，指定された学校へ行ってください。

公立の小学校や中学校に編入学（途中入学）したい場合は，お住まいの市町村で子供を日本の学校に入学させる意思を伝えてください。その後，受け取った「外国人児童生徒入学許可書」などを持って，指定された学校へ行ってください。

公立の小学校・中学校の授業料，教科書は，無償です。

なお，日本には小学校・中学校以外に9年の義務教育を一貫で行う義務教育学校や障害を有する子供が通う特別支援学校があります。

就学手続に関するガイドブック（英語，韓国・朝鮮語，ベトナム語，フィリピン語，中国語，ポルトガル語，スペイン語表記あり）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)

ワンポイント



特別支援学校

障害のあるお子さんについては，その能力や可能性を最大限に伸ばし，自立し，社会参加するために必要な力を培うため，一人一人の教育的ニーズを把握し，特別な配慮の下に適切な教育を行う必要があります。そのため，障害の状態に応じ，特別支援学校や小中学校の特別支援学級などにおいて特別の教育課程，少人数の学級編制，特別な配慮の下に作成された教科書，専門的な知識・経験のある教職員，障害に配慮した施設・設備などを活用して指導が行われています。

なお，特別支援学校の小学部及び中学部は，義務教育となります。



PTAは、子供たちの健やかな成長のために、保護者と教師が協力し、連携を深め、互いに学びあう団体で、日本のPTAの多くは、学校に在籍する児童・生徒の保護者と教職員によって学校ごとに組織されています。

なお、PTAは、それぞれのPTAが掲げる活動目的に賛同する人が加入する任意の団体です。

### 1 - 2 高等学校

高等学校は、中学校に接続して中等教育の後期段階を分担し、大学などに続く学校で、高等普通教育のみならず、専門教育をあわせ行います。

高等学校は、教育の形態により、全日制、定時制、通信制の課程に分かれます。高等学校の入学に当たっては、原則として入学者選抜を受ける必要があります。

### 1 - 3 外国人学校

小学校・中学校・高等学校の他、外国人児童生徒を対象とした教育施設は様々な形態で存在しており、総称として外国人学校と呼ばれています。いわゆるインターナショナルスクールも外国人学校に含まれます。それぞれ異なる文化的・民族的背景、言語、教育内容、進学・就職実績などを有することから、就学に際しては、その子供に適した学校を選択するとよいでしょう（日本にある外国人学校を卒業した場合の大学などへの入学資格については「1 - 7 高等教育機関（大学など）」を参照）。

## 1 - 4 夜間中学

日本には様々な事情により義務教育を修了できなかった学齢経過者が通うことができる夜間中学が全国9都府県27市区に33校設置されています。

夜間中学には本国又は日本において義務教育を修了していない外国人の方も通うことができます。お近くに夜間中学がある場合は、それを設置する教育委員会にご相談ください。

## 1 - 5 中学校卒業程度認定試験

日本国籍を持っていないなどの理由で日本の中学校を卒業していない人に対して、中学校卒業と同じ程度以上の学力があるかどうかを認定する試験です。年に1回実施されており、この試験に合格すると、中学校を卒業した人と同じ程度以上の学力があると認定され、日本の高等学校の入学試験を受ける資格（受験資格）が与えられます。

## 1 - 6 高等学校卒業程度認定試験

日本の高等学校を卒業していない人に対して、高等学校卒業と同じ程度以上の学力があるかどうかを認定する試験です。年に2回実施されており、この試験に合格すると、高等学校を卒業した人と同じ程度以上の学力があると認定され、日本の大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門学校（専修学校専門課程）の受験資格が与えられます。また、就職や資格試験などに活かすことができます。

## 1 - 7 高等教育機関（大学など）

日本で高等学校または中等教育学校を卒業した人や、指定された外国人学校 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm)) を修了した人などには、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門学校（専修学校専門課程）などの入学資格が認められます。

なお、国際的な大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベルを保有することとなった場合にも大学などへの入学資格が認められます。（日本国内における国際バカロレア認定校一覧：

<https://ibconsortium.mext.go.jp/ib-japan/authorization/>）

また、外国で教育を受けた人も、国際的な評価団体（WASC, CIS, ACSI）の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了すれば、日本の大学などへの入学資格が認められます。

日本の高等教育機関には、上記の他に、主に大学卒業後に進学する大学院、専門職大学院や、主に中学校卒業後に進学する高等専門学校があり、それぞれ入学資格が定められています。

## 1 - 8 高等教育機関への入学試験

高等教育機関に入学するためには、各高等教育機関が実施する試験や書類審査を受ける必要がありますが、各機関の判断において、外国人の方向けに特別な入学選考を行っている場合があります。そのうち、留学生に関しては日本学生支援機構が実施する日本留学試験（EJU）が、多くの大学などで特別選考の参考として活用されています。

## 2 教育費の経済的支援

### 2 - 1 就学援助

小学生・中学生がいる低所得世帯の保護者を対象に、学用品費、給食費など学校で必要なお金の一部を援助する制度です。

市町村によって、援助の内容や所得制限に違いがあります。

### 2 - 2 高等学校等就学支援金

年収約910万円未満世帯の生徒を対象に、高等学校等の授業料に充てるお金を支給する制度です。

国公立高校に通う生徒には授業料と同じ額が支給されます。私立学校などに通う場合は、所得に応じて支給上限額が増額されます。

いずれも申請が必要です。通っている学校から案内があるので、確認してください。

### 2 - 3 高校生等奨学給付金

高校生がいる低所得世帯の保護者を対象に、教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費に充てるお金を支給する制度です。

通っている学校の種類などによって、支給額に違いがあります。受け取るには、申請が必要です。詳しくは、学校又はお住まいの都道府県にお問合せください。

### 2 - 4 高校教育段階における奨学金

奨学金は、国、地方公共団体、民間団体が設けています。

国の奨学金制度には、「給付型」と「貸与型」があり、高等教育機関に進学される在留資格「特別永住者」，「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」の外国人の方も対象となります。その他、成績要件等を満たした在留資格「留学」の方を対象とした給付型奨学金があります。

「給付型」は「返済する必要がない」制度で、「貸与型」は借りるもので「返済する必要がある」制度です。なお、貸与型の奨学金には、貸付利息がつかないもの（無利子）と、貸与利息がつくもの（有利子）と2種類あります。

### 3 日本語学習

日本語が使えるようになると、みなさん自身の行動範囲が広がり、生活がスムーズになっていきます。知り合いや友達が増えて、その人達が日本での生活を助けてくれることもあるでしょう。言葉にはみなさんの夢をかなえる力もあります。日本で自分らしく生活できるよう、日本語の学習を続けていきましょう。

#### 3 - 1 日本語学習の場

一般の日本語学校や大学などの高等教育機関における日本語学習のほかに、地方公共団体や国際交流協会、NPOなどの民間団体が開催する日本語教室があります。日本語を学習しながら生活の情報を得たり、友達を作ったりできます。お住まいの近くに日本語学校や日本語教室があるかどうか探してみましょう。

また、最近では、SNSを活用した遠隔教育やeラーニングなどで日本語を学ぶ人も増えています。自分に合った学習方法を見つけましょう。

##### (1) 日本語学校

進学や就職、試験対策など目的別のコースがあり、入門から上級までレベル別に日本語を学ぶことができます。クラス形式やグループレッスン、個人レッスンなど授業形態を選ぶことができます。授業料がかかることが多いです。

##### (2) 地域の日本語教室

地方自治体や民間団体が開催しており、公民館や学校の空き教室、教会などを使って行われていることが多いです。ボランティアによる指導が多く、費用は日本語学校に比べて安いですが、毎日勉強できる場所は少なく、週に1、2回の開催が多いです。

日本語教室を探すときに確認すること

教室名	主催者	場所	連絡先	連絡方法	対応言語	期間	回数	曜
日・時間帯	参加資格	費用	クラス形式(グループ/1対1など)	人数	レベル	教えている人	内容	駐車場や託児サービスの有無など

##### (3) 通信・遠隔教育

仕事や子育てなどが忙しく日本語教室に通えない場合、通信やeラーニングで日本語を学ぶこともできます。料金やサービスの形態も様々ですから、続けやすいものを選択して取り入れてみるのも良いでしょう。

#### 3 - 2 「生活者としての外国人」のための日本語

日本で生活する外国人のみなさんが、日常的な生活を営む上で、基本的な生活上の基盤を形成するために必要であり、安全に関わり緊急性があるものを「生活上の行為」として23言語で示しています。この中で日本語で今何ができるか、何ができるようにになりたいかをチェックしてください。そして、そのことを日本語の先生や日本語学習を手伝ってくれる方に伝えてください。

【生活上の行為の事例(23言語)】

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/nihongo\\_curriculum/index\\_2.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/index_2.html)

### 3 - 3 日本語学習のための教材

テキストを買う前に、一人で勉強するか、誰かと一緒に勉強するか考えてください。友達や地域のボランティア、職場の方、家族など、日本語を教えてくれる人は多いです。クラスで勉強する場合、テキストは決まっている場合が多いですし、「だれかと」勉強する場合には、その人とよく相談して選んだほうがいいでしょう。

次に、勉強の内容です。日本語の文字（ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字）、会話あるいは総合的に読む・書く・話す・聞くを勉強したいですか。それによって教材も変わります。

教材は、大きな書店にもありますが、「日本語学習・生活ハンドブック」に例が掲載されていますので、参考にしてみてください。

[http://www.bunka.go.jp/english/policy/japanese\\_language/education/handbook/](http://www.bunka.go.jp/english/policy/japanese_language/education/handbook/)